

委託契約における特命随意契約の結果について

| 案件名称                    | 契約日      | 契約の相手方              | 契約金額（円）   | 随意契約理由<br>（根拠規則）                                                                                                                                   | 担当部署     |
|-------------------------|----------|---------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 神戸市学校給食会学校給食管理システム保守業務  | 令和6年4月1日 | ソフトム株式会社            | 2,717,880 | 当該事業者は、当会の前身である（公財）神戸市スポーツ教育協会で本システムの構築に際し、プロポーザル方式に基づき決定した事業者であり、当会からの本システム機能向上の依頼に対し、迅速・確実な業務遂行を行っており、今後も期待できるため。<br>（神戸市学校給食会会計規則第45条第1項第2号に該当） | 給食・食育推進課 |
| 神戸市学校給食会中学校給食管理システム保守業務 | 令和6年4月1日 | ソフトム株式会社            | 1,361,624 | 当該事業者は、当会の前身である（公財）神戸市スポーツ教育協会で本システムの構築に際し、プロポーザル方式に基づき決定した事業者であり、当会からの本システム機能向上の依頼に対し、迅速・確実な業務遂行を行っており、今後も期待できるため。<br>（神戸市学校給食会会計規則第45条第1項第2号に該当） | 給食・食育推進課 |
| 神戸市学校給食会工場調査等業務         | 令和6年4月1日 | 公益財団法人<br>兵庫県予防医学協会 | 2,000,350 | 市内の厚生労働省登録検査機関で工場調査を実施している唯一の法人であるため。<br>（神戸市学校給食会会計規則第45条第1項第2号に該当）                                                                               | 給食・食育推進課 |

一般財団法人神戸市学校給食会会計規則

（随意契約）

第45条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、随意契約の方法により契約を締結することができる。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が次の表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするとき。

| 契約の種類     | 額     |
|-----------|-------|
| 工事又は製造の請負 | 250万円 |
| 財産の買入れ    | 160万円 |
| 物件の借入れ    | 80万円  |
| 財産の売払い    | 50万円  |
| 物件の貸付け    | 30万円  |
| 上記以外のもの   | 100万円 |

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき。

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度入札に付しても落札者がいないとき。

(6) おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例（平成31年3月神戸市条例第40号）の規定に基づき発注をするときその他市内事業者等から優先的な発注をする必要があるとき。

(7) 前各号に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるとき。

2 前項第7号の必要な事項については、会長が別に定める。

3 第1項の規定により随意契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書をとらなければならない。